
保育現場でのD Xの推進に向けた調査研究事業 マスタ（原案）

給付・監査・保活

2024年10月

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

目次

1. マスタ（給付領域）

p3

1.1. 公定価格計算に使用する判断材料

p4

2. マスタ（監査領域）

p15

2.1.1 施設監査における認可基準の判断材料

p16

2.1.2 施設監査における認可基準の判断材料（経過措置）

p20

2.2. 業務管理体制の整備に関する検査の判断材料

p21

2.3. 認可外保育施設に対する指導監督基準の判断材料

p22

3. マスタ（保活領域）

p23

3.1. 給付認定の審査、施設利用の選考における判断材料

p24

保育現場での D X の推進に向けた調査研究事業 マスタ（原案） 給付領域

本調査研究事業とは別途、こども家庭庁において今年度検討している処遇改善等加算の一本化の検討の結果等により、変更が発生する可能性があります。

1.1 公定価格計算に使用する判断材料

2024年10月時点
Draft

事務フロー				判断材料					対象施設														引用元
No	業務範囲	大項目	中項目	業務種別	タイトル	構成要素（大）	構成要素（中） （大）を算出するうえで、 計算が必要なもの	判断材料構成要素の詳細（例）	アウトプット先	幼稚園	保育所	認定こども 園 （教育標 準時間認 定）	認定こども 園 （保育認 定）	家庭的保 育事業	小規模保 育事業（A 型）	小規模保 育事業（B 型）	小規模保 育事業（C 型）	事業所内 保育事業 定員19人以下 （小規模保育事業A型の 事業が適用される 事業所）	事業所内 保育事業 定員19人以下 （小規模保育事業B型の 事業が適用される 事業所）	事業所内 保育事業 （定員20人以上）	居宅訪問 型保育事業		
1	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	基本分単価	-	事務費及び事業費を基に公定単価表の各区分に応じて定める単価をいう。地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択する。	・子どものための教育・保育給付請求書	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
2	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅰ	-	当該施設等における職員の平均経過年数並びに賃金改善及びキャリアアップの取組を踏まえた加算率を基に各区分に応じ算出し、加算されるものをいう。地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算Ⅰの加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
3	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅰ	加算見込額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあっては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあっては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること	・令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ） ・令和 年度賃金改善に係る誓約書（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ）	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）	
4	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅰ	特定加算見込額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあっては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあっては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること	・令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）	
5	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅰ	加算実績額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあっては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあっては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入すること。	・令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）	
6	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅰ	特定加算実績額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあっては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあっては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入すること。	・令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）	
7	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	保育必要量区分_保育標準 時間認定_基本分単価	-	保育標準時間認定の基本分単価。地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択する。	・子どものための教育・保育給付請求書	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
8	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	保育必要量区分_保育短 時間認定_基本分単価	-	保育短時間認定の基本分単価。地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択する。	・子どものための教育・保育給付請求書	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
9	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算1_保育標 準時間認定	-	処遇改善等加算1における保育標準時間認定の金額。地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算Ⅰの加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
10	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算1_保育短 時間認定	-	処遇改善等加算1における保育短時間認定の金額。地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算Ⅰの加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書	-	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
11	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	3歳児配置改善加算_処遇 改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算Ⅰの加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
12	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	3歳児配置改善加算_処遇 改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、3歳児15人につき、教員、保育士（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合）においては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第五十九号を除き、以下同じ。）等を1人配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
13	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	4歳児以上配置改善加算_ 処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算Ⅰの加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
14	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	4歳児以上配置改善加算_ 処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等（第二十五号に規定するチーム保育加配加算又は第五十一号の二に規定するチーム保育推進加算を算定している施設等を除く。）において4歳以上児25人につき、教員、保育士等を1人配置する場合に加算されるものをいう	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
15	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	休日保育加算_処遇改善等 加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算Ⅰの加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
16	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	休日保育加算_処遇改善等 加算1部分以外	-	当該施設等（休日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。）を含めて、年間を通じて開所する施設等（複数の施設等との共同により年間を通じて開所する施設等を含む。）として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から確認を受けたものに限る。）において、休日保育を実施する場合に、当該休日保育の年間延べ利用数の規模に応じて加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
17	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	夜間保育加算_処遇改善等 加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算Ⅰの加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	○	-	-	○	○	-	○	○	○	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等

1.1 公定価格計算に使用する判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	事務フロー		業務種別	判断材料				アウトプット先	対象施設													引用元
		大項目	中項目		タイトル	構成要素（大）	構成要素（中） （大）を算出するうえで、 計算が必要なもの	判断材料構成要素の詳細（例）		幼稚園	保育所	認定こども園 （教育標準時間認定）	認定こども園 （保育認定）	家庭的保育事業	小規模保育事業（A型）	小規模保育事業（B型）	小規模保育事業（C型）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業B型の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 （定員20人以上）	居宅訪問型保育事業		
18	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	夜間保育加算_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等（夜間に保育を行う施設等として市町村から確認を受けたものに限る。）が夜間に保育を実施している場合に、加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
19	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	減価償却費加算_標準	-	減価償却費加算の標準部分。施設整備費補助金を受けない施設等のうち、自己所有の建物を保有するものに対して、加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
20	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	減価償却費加算_都市部	-	減価償却費加算の都市部部分。施設整備費補助金を受けない施設等のうち、自己所有の建物を保有するものに対して、加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
21	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	減価償却費加算_認可施設_標準	-	減価償却費加算の認可施設の標準部分。施設整備費補助金を受けない施設等のうち、自己所有の建物を保有するものに対して、加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
22	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	減価償却費加算_認可施設_都市部	-	減価償却費加算の認可施設の都市部部分。施設整備費補助金を受けない施設等のうち、自己所有の建物を保有するものに対して、加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
23	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	減価償却費加算_機能部分_標準	-	減価償却費加算の機能部分の標準部分。施設整備費補助金を受けない施設等のうち、自己所有の建物を保有するものに対して、加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
24	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	減価償却費加算_機能部分_都市部	-	減価償却費加算の機能部分の都市部部分。施設整備費補助金を受けない施設等のうち、自己所有の建物を保有するものに対して、加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
25	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	賃借料加算_標準	-	賃借料加算の標準部分。次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、当該施設等が賃貸物件である場合に加算されるものをいう。 ■区分/地域 a地域/埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 b地域/静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 c地域/宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県 d地域/北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
26	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	賃借料加算_都市部	-	賃借料加算の都市部部分。次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、当該施設等が賃貸物件である場合に加算されるものをいう。 ■区分/地域 a地域/埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 b地域/静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 c地域/宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県 d地域/北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
27	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	賃借料加算_認可施設_標準	-	賃借料加算の認可施設の標準部分。次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、当該施設等が賃貸物件である場合に加算されるものをいう。 ■区分/地域 a地域/埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 b地域/静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 c地域/宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県 d地域/北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
28	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	賃借料加算_認可施設_都市部	-	賃借料加算の認可施設の都市部部分。次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、当該施設等が賃貸物件である場合に加算されるものをいう。 ■区分/地域 a地域/埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 b地域/静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 c地域/宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県 d地域/北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
29	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	賃借料加算_機能部分_標準	-	賃借料加算の機能部分の標準部分。次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、当該施設等が賃貸物件である場合に加算されるものをいう。 ■区分/地域 a地域/埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 b地域/静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 c地域/宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県 d地域/北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等

1.1 公定価格計算に使用する判断材料

2024年10月時点
Draft

事務フロー				判断材料				対象施設															引用元	
No	業務範囲	大項目	中項目	業務種別	タイトル	構成要素（大）	構成要素（中） （大）を算出するうえで、 計算が必要なもの	判断材料構成要素の詳細（例）	アウトプット先	幼稚園	保育所	認定こども園 （教育標準時間認定）	認定こども園 （保育認定）	家庭的保育事業	小規模保育事業（A型）	小規模保育事業（B型）	小規模保育事業（C型）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業認定型の事業が適用される事業所）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業認定型の事業が適用される事業所）	事業所内保育事業 （定員20人以上）	居宅訪問型保育事業			
30	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	賃借料加算_機能部分_都市部	-	賃借料加算の機能部分の都市部部分。次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、当該施設等が賃貸物件である場合に加算されるものをいう。 ■区分/地域 a地域/埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 b地域/静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 c地域/宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県 d地域/北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
31	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	チーム保育推進加算_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
32	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	チーム保育推進加算_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均経験年数が12年以上である場合に、加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する保育士の数をいう。）に応じて、加算されるものをいう。 ■当該施設の利用定員/上限人数 120人以下/1人 120人以上/2人	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
33	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	チーム保育推進加算_処遇改善等加算1部分以外	年齢別配置基準	当該施設等の区分に応じて適用される法第三十四条第一項に規定する教育・保育施設の認可基準、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準等における教育・保育給付認定子どもの年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。 下記の（１）（２）の合算を表示する。 （１）常勤保育士の人数 （２）短時間勤務保育士の総労働時間の常勤換算値 ※1「保育士数」欄の「年齢別配置基準①」は、3歳児配置改善加算の適用がある場合には、3歳児の配置を20:1から15:1に置き換えて算定すること。 ※2「保育士数」欄について、短時間勤務保育士を充てる場合には常勤換算数を用いること。□	・加算適用申請書	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
34	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	副食費徴収免除加算	-	当該施設等において、給食を実施する際、副食費の徴収が免除されることについて、市町村から教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する施設等に対する通知がなされた教育・保育給付認定子どもがいる場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
35	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	分園の場合	-	分園とは、児童福祉法第三十五条第四項の規定により保育所の設置認可を受けている者が、当該保育所と同等の機能を有するものとして設置するもの等をいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
36	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	施設長を配置していない場合_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
37	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	施設長を配置していない場合_処遇改善等加算1部分以外	-	要件を満たす施設長を配置していない施設に適用する。2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したことはならないこと。施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。 施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。 また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について
38	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	土曜日に閉所する場合_月に1日土曜日を閉所する場合	-	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。 また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	
39	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	土曜日に閉所する場合_月に2日土曜日を閉所する場合	-	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。 また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	
40	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	土曜日に閉所する場合_月に3日以上土曜日を閉所する場合	-	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。 また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	
41	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	土曜日に閉所する場合_全ての土曜日を閉所する場合	-	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用する。 また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	

1.1 公定価格計算に使用する判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	事務フロー		業務種別	判断材料				アウトプット先	対象施設													引用元	
		大項目	中項目		タイトル	構成要素（大）	構成要素（中） （大）を算出するうえで、 計算が必要なもの	判断材料構成要素の詳細（例）		幼稚園	保育所	認定こども園 （教育標準時間認定）	認定こども園 （保育認定）	家庭的保育事業	小規模保育事業（A型）	小規模保育事業（B型）	小規模保育事業（C型）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業B型の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 （定員20人以上）	居宅訪問型保育事業			
42	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	定員を恒常的に超過する場合	-	直前の連続する5年度間常に利用定員を超過しており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設に適用する。なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。小規模保育事業A型、B型においては、（離島その他の地域）で計算式が異なるため公定価格単価表の該当箇所を参照すること （注1）利用定員を超過して受け入れる場合の留意事項 利用定員を超過して受け入れる場合であっても、施設設備又は職員数が、利用定員を超過して利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、児童福祉施設設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。 （注2）年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の利用子ども数との総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について		
43	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	副園長・教頭配置加算_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
44	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	副園長・教頭配置加算_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、副園長又は教頭を配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
45	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	満3歳児対応加配加算(3歳児配置改善加算無し)_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
46	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	満3歳児対応加配加算(3歳児配置改善加算無し)_処遇改善等加算1部分以外	-	3歳児配置改善加算が無い場合。満3歳児対応加配加算とは、当該施設等において、満3歳児（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳である者）6人につき、担当する教員、保育士等を1人配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
47	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	満3歳児対応加配加算(3歳児配置改善加算有り)_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
48	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	満3歳児対応加配加算(3歳児配置改善加算有り)_処遇改善等加算1部分以外	-	3歳児配置改善加算が有る場合。満3歳児対応加配加算とは、当該施設等において、満3歳児（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳である者）6人につき、担当する教員、保育士等を1人配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
49	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	講師配置加算_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
50	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	講師配置加算_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係るものに限る。）が35人以下又は121人以上の場合であって、講師を配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
51	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	チーム保育加配加算※加配1人当たり単価_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
52	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	チーム保育加配加算※加配1人当たり単価_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、チーム保育を担当する教員、保育士等を配置する場合に、年齢別配置基準（第二十九号に規定する年齢別配置基準をいう。）等を超えて配置する加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係るものに限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する教員、保育士等の数をいう。）に応じて加算されるものをいう。 ■当該施設等の利用定員/上限人数 45人以下/1人 46人以上150人以下/2人 151人以上240人以下/3人 241人以上270人以下/3.5人 271人以上300人以下/5人 301人以上450人以下/6人 451人以上/8人	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
53	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	チーム保育加配加算※1号・2号の利用定員合計に応じて利用子どもの単価に加算_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	

1.1 公定価格計算に使用する判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	事務フロー		業務種別	判断材料				アウトプット先	対象施設													引用元
		大項目	中項目		タイトル	構成要素（大）	構成要素（中） （大）を算出するうえで、 計算が必要なもの	判断材料構成要素の詳細（例）		幼稚園	保育所	認定こども園 （教育標準時間認定）	認定こども園 （保育認定）	家庭的保育事業	小規模保育事業（A型）	小規模保育事業（B型）	小規模保育事業（C型）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業と同一の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業と同一の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 （定員20人以上）	居宅訪問型保育事業		
54	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	チーム保育加配加算※1号・2号の利用定員合計に応じて利用子どもの単価に加算_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、チーム保育を担当する教員、保育士等を配置する場合に、年齢別配置基準（第二十九号に規定する年齢別配置基準をいう。）等を超えて配置する加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する教員、保育士等の数をいう。）に応じて加算されるものをいう。 ■当該施設等の利用定員/上限人数 45人以下/1人 46人以上150人以下/2人 151人以上240人以下/3人 241人以上270人以下/3.5人 271人以上300人以下/5人 301人以上450人以下/6人 451人以上/8人	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
55	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	チーム保育加配加算※1号・2号の利用定員合計に応じて2号利用子どもの単価に加算_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
56	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	チーム保育加配加算※1号・2号の利用定員合計に応じて2号利用子どもの単価に加算_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、チーム保育を担当する教員、保育士等を配置する場合に、年齢別配置基準（第二十九号に規定する年齢別配置基準をいう。）等を超えて配置する加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する教員、保育士等の数をいう。）に応じて加算されるものをいう。 ■当該施設等の利用定員/上限人数 45人以下/1人 46人以上150人以下/2人 151人以上240人以下/3人 241人以上270人以下/3.5人 271人以上300人以下/5人 301人以上450人以下/6人 451人以上/8人	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
57	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	通園送迎加算_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
58	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	通園送迎加算_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、通園送迎を行う場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
59	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	給食実施加算（施設内調理）_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
60	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	給食実施加算（施設内調理）_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもについて給食を実施する場合に、過当たりの給食の実施日数に応じて加算されるものをいう	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
61	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	給食実施加算（外部搬入）_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
62	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	給食実施加算（外部搬入）_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもについて給食を実施する場合に、過当たりの給食の実施日数に応じて加算されるものをいう	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
63	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	外部監査費加算	-	当該施設等において、会計監査人による外部監査を実施した場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
64	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	年齢別配置基準を下回る場合	-	施設に配置する教員数が、年齢別配置基準で定める教員数を下回る場合に調整する。本調整の算定上の「人数」は、認定こども園全体の必要保育教諭等の数から実際に配置する保育教諭等の数を減じて得た数を2で除した得た数とする。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	
65	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	学級編制調整加配加算※1号・2号の利用定員の合計が36人以上300人以下の場合に加算_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
66	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	学級編制調整加配加算※1号・2号の利用定員の合計が36人以上300人以下の場合に加算_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）36人以上300人以下の場合であって、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教諭等を1人加配する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
67	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	-	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合、地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	

1.1 公定価格計算に使用する判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	事務フロー		業務種別	判断材料				アウトプット先	対象施設													引用元
		大項目	中項目		タイトル	構成要素（大）	構成要素（中） （大）を算出するうえで、 計算が必要なもの	判断材料構成要素の詳細（例）		幼稚園	保育所	認定こども園 （教育標準時間認定）	認定こども園 （保育認定）	家庭的保育事業	小規模保育事業（A型）	小規模保育事業（B型）	小規模保育事業（C型）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業実施年度の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業実施年度の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 （定員20人以上）	居宅訪問型保育事業		
68	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	配置基準上求められる職員資格を有しない場合	-	保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合に調整する。本調整の算定上の「人数」は、上記の必要資格を有しない者の数を2で除して得た数とする。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	
69	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	1号認定こどもの利用定員を設定しない場合_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗する	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	
70	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	1号認定こどもの利用定員を設定しない場合_処遇改善等加算1部分以外	-	教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園に適用する。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	
71	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	資格保有者加算_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗する	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
72	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	資格保有者加算_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等における家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。）が保育士資格（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、児童福祉法第十八条の六に規定する保育士となる資格及び国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する国家戦略特別区域限定保育士となる資格をいう。）看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
73	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	家庭的保育補助者加算_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗する	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
74	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	家庭的保育補助者加算_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どもの数に応じて家庭的保育補助者（家庭的保育事業等設備運営基準第二十三条第三項に規定する家庭的保育補助者をいう。）を配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
75	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	家庭的保育支援加算	-	該施設等が家庭的保育支援者（家庭的保育事業の支援に係る市町村長（特別区の区長を含む。）の認定を受け、家庭的保育者若しくは家庭的保育補助者に対し指導及び支援を行う者をいう。）又は連携施設（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第四十二条第一項に規定する連携施設をいう。）から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
76	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	障害児保育加算_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗する	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
77	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	障害児保育加算_処遇改善等加算1部分以外	-	当該施設等において、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児を受け入れ、かつ、障害児数に応じた職員を加配する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
78	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	連携施設を設定しない場合	-	連携施設を設定しない事業所に適用する。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	
79	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	-	食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	
80	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	管理者を配置していない場合_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗する	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	
81	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	管理者を配置していない場合_処遇改善等加算1部分以外	-	要件を満たす管理者を配置※していない事業所に適用する。 ※2以上の事業所又は他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす管理者を配置したことはならないこと。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	
82	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	保育士比率向上加算_処遇改善等加算1部分	-	地域・定員・認定・年齢区分から該当金額を選択し、処遇改善加算1の加算率を乗する	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
83	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	保育士比率向上加算_処遇改善等加算1部分以外	-	B型又は小規模型事業所内保育事業B型において、配置基準上求められる保育者数（家庭的保育事業等設備運営基準第三十一条第二項に規定する保育従事者の数をいう。）の4分の3以上の保育士を常に配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
84	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	連携施設加算_障害・疾病のある子どもを保育する場合	-	居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育連携施設（特定教育・保育施設等運営基準第四十二条第六項に規定する居宅訪問型保育連携施設をいう。）を設定し、必要な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	

1.1 公定価格計算に使用する判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	事務フロー		業務種別	判断材料				アウトプット先	対象施設														引用元
		大項目	中項目		タイトル	構成要素（大）	構成要素（中） （大）を算出するうえで、 計算が必要なもの	判断材料構成要素の詳細（例）		幼稚園	保育所	認定こども園 （教育標準時間認定）	認定こども園 （保育認定）	家庭的保育事業	小規模保育事業（A型）	小規模保育事業（B型）	小規模保育事業（C型）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業A型の事業が適用される事業所）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業B型の事業が適用される事業所）	事業所内保育事業 （定員20人以上）	居宅訪問型保育事業			
85	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	連携施設加算_それ以外の場合	-	連携施設加算のうち、障害・疾病のある子どもを保育しない場合。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等			
86	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	特定の日に保育を行わない場合	-	事業所を利用する保育認定子どもについて、月曜日から土曜日までのうち特定の日において保育の利用希望が無いなど、保育認定子どもが利用しない日が予め決まっているときに保育を行わない事業所に適用する。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について			
87	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅱ	-	当該施設等において、技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等			
88	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅱ	加算見込額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあつては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあつては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること。	・令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ） ・令和 年度賃金改善に係る誓約書（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）			
89	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅱ	特定加算見込額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあつては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあつては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること。	令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ）			
90	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅱ	加算実績額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあつては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあつては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入すること。	令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）			
91	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅱ	特定加算実績額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあつては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあつては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入すること。	令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）			
92	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅲ	-	当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等			
93	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅲ	加算見込額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあつては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあつては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること。	・令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ） ・令和 年度賃金改善に係る誓約書（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）			
94	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅲ	特定加算見込額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算見込額」及び「特定加算見込額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算見込額にあつては（３）①の額を減じ、（３）③の額を加えた後の、特定加算見込額にあつては（３）②の額を減じ、（３）④の額を加えた後の）金額を記入すること。	・令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）			
95	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅲ	加算実績額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあつては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあつては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入すること。	・令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）			
96	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	処遇改善等加算Ⅲ	特定加算実績額	施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合の「加算実績額」及び「特定加算実績額」については、調整による加算額の増減を反映した（加算実績額にあつては（４）①の額を減じ、（４）③の額を加えた後の、特定加算実績額にあつては（４）②の額を減じ、（４）④の額を加えた後の）金額を記入すること。	・令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）			
97	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	第三者評価受審加算	-	当該施設等において、第三者評価を受け、その結果を公表する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等			
98	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	従業員枠の子どもの場合	-	事業主が雇用する労働者の子どもの場合に適用する。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について			
99	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	主幹教諭等専任加算_基本額	-	当該施設等において、事業の取組状況に応じて主幹教諭等を指導計画の立案の業務に専任することができるよう、代替教員を配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等			
100	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	主幹教諭等専任加算_処遇改善等加算1部分	-	該当金額に処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等			
101	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	子育て支援活動費加算_基本額	-	当該施設等において、事業の取組状況に応じて専任化した主幹教諭等が保護者又は地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組み場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等			
102	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	子育て支援活動費加算_処遇改善等加算1部分	-	該当金額に処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等			

1.1 公定価格計算に使用する判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	事務フロー		業務種別	判断材料				アウトプット先	対象施設												引用元
		大項目	中項目		タイトル	構成要素（大）	構成要素（中） （大）を算出するうえで、 計算が必要なもの	判断材料構成要素の詳細（例）		幼稚園	保育所	認定こども園 （教育標準時間認定）	認定こども園 （保育認定）	家庭的保育事業	小規模保育事業（A型）	小規模保育事業（B型）	小規模保育事業（C型）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業B型の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 （定員20人以上）	居宅訪問型保育事業	
103	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	療育支援加算A_基本額	-	当該施設等において障害児を受け入れており、かつ、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算されるものをいう。 ※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
104	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	療育支援加算A_処遇改善等加算1部分	-	該当金額に処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
105	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	療育支援加算B_基本額	-	当該施設等において障害児を受け入れており、かつ、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算されるものをいう。 ※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
106	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	療育支援加算B_処遇改善等加算1部分	-	該当金額に処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
107	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	事務職員配置加算_基本額	-	当該施設等において、その利用定員91人以上の場合であって、事務職員を配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
108	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	事務職員配置加算_処遇改善等加算1部分	-	該当金額に処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
109	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	指導充実加配加算_基本額	-	当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）271人以上の場合であって、講師を配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
110	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	指導充実加配加算_処遇改善等加算1部分	-	該当金額に処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
111	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	事務負担対応加配加算_基本額	-	当該施設等において、その利用定員271人以上の場合であって、事務職員を配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
112	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	事務負担対応加配加算_処遇改善等加算1部分	-	該当金額に処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
113	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	冷暖房費加算_1級地	-	当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。 イ一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。） ロ二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。） ハ三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。） ニ四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。） ホその他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
114	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	冷暖房費加算_2級地	-	当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。 イ一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。） ロ二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。） ハ三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。） ニ四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。） ホその他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
115	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	冷暖房費加算_3級地	-	当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。 イ一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。） ロ二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。） ハ三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。） ニ四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。） ホその他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
116	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	冷暖房費加算_4級地	-	当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。 イ一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。） ロ二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。） ハ三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。） ニ四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。） ホその他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
117	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	冷暖房費加算_その他地域	-	当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。 イ一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。） ロ二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。） ハ三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。） ニ四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。） ホその他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等

1.1 公定価格計算に使用する判断材料

2024年10月時点
Draft

事務フロー					判断材料					対象施設															引用元
No	業務範囲	大項目	中項目	業務種別	タイトル	構成要素（大）	構成要素（中） （大）を算出するうえで、 計算が必要なもの	判断材料構成要素の詳細（例）	アウトプット先	幼稚園	保育所	認定こども 園 （教育標 準時間認 定）	認定こども 園 （保育認 定）	家庭的保 育事業	小規模保 育事業（A 型）	小規模保 育事業（B 型）	小規模保 育事業（C 型）	事業所内 保育事業 定員19人以下（小 規模保育事業A型 の基準が適用される 事業所）	事業所内 保育事業 定員19人以上（小 規模保育事業B型 の基準が適用される 事業所）	事業所内 保育事業 （定員20人以上）	居宅訪問 型保育事 業				
118	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	施設関係者評価加算A	-	当該施設等において、施設等の関係者（当該施設等の職員を除く。）による評価を実施し、その結果を公表する場合に加算されるものをいう。 ※以下の区分に応じて、3月初日の利用子どもの単価に加算 A:公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設 B:それ以外の施設	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
119	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	施設関係者評価加算B	-	当該施設等において、施設等の関係者（当該施設等の職員を除く。）による評価を実施し、その結果を公表する場合に加算されるものをいう。 ※以下の区分に応じて、3月初日の利用子どもの単価に加算 A:公開保育の取組と組み合わせて施設関係者評価を実施する施設 B:それ以外の施設	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
120	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	除雪費加算	-	当該施設等が特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地域をいう。）に所在する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
121	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	降灰除去費加算	-	当該施設等が降灰防除地域（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二十三条第一項に規定する降灰防除地域をいう。）に所在する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
122	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	施設機能強化推進費加算	-	一時預かり事業等の複数事業を行う当該施設等において、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等総合的な防災対策の充実強化等を行う場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
123	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	小学校接続加算_要件Ⅰ～Ⅱを満たす場合	-	当該施設等において、小学校との連携及び接続に係る取組を行う場合に加算されるものをいう。 要件ⅰ 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 要件ⅱ 授業・行事、研究会、研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 要件ⅲ 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。 当該施設等において、小学校との連携及び接続に係る取組を行う場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
124	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	小学校接続加算_要件Ⅰ～Ⅲを満たす場合	-	当該施設等において、小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 要件ⅱ 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 要件ⅲ 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。 当該施設等において、小学校との連携及び接続に係る取組を行う場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
125	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	栄養管理加算A_基本額	-	※以下の区分の応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（施設内の調理設備を使用して調理を行う給食実施加算の適用施設において雇用等される調理員を含む。）が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
126	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	栄養管理加算A_処遇改善等加算Ⅰ部分	-	該当金額に処遇改善加算Ⅰの加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
127	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	栄養管理加算B_基本額	-	当該施設等において、栄養士を活用して給食を実施する場合に加算されるものをいう。 ※以下の区分の応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（施設内の調理設備を使用して調理を行う給食実施加算の適用施設において雇用等される調理員を含む。）が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
128	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	栄養管理加算B_処遇改善等加算Ⅰ部分	-	該当金額に処遇改善加算Ⅰの加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
129	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	栄養管理加算C_基本額	-	当該施設等において、栄養士を活用して給食を実施する場合に加算されるものをいう。 ※以下の区分の応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（施設内の調理設備を使用して調理を行う給食実施加算の適用施設において雇用等される調理員を含む。）が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
130	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	主任保育士専任加算_基本額	-	当該施設等において、事業の取組状況に応じて主任保育士を保育計画の立案並びに保護者からの育児相談及び地域の子育て支援活動に専任することができるよう、代替保育士を配置する場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
131	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	主任保育士専任加算_処遇改善等加算Ⅰ部分	-	該当金額に処遇改善加算Ⅰの加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		
132	子どものための教育・ 保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	事務職員雇上費加算_基本額	-	一時預かり事業等のうちいずれかの事業を行う当該施設等において、事務職員を配置する場合に、加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等		

1.1 公定価格計算に使用する判断材料

2024年10月時点
Draft

事務フロー				判断材料					対象施設													引用元	
No	業務範囲	大項目	中項目	業務種別	タイトル	構成要素（大）	構成要素（中） （大）を算出するうえで、 計算が必要なもの	判断材料構成要素の詳細（例）	アウトプット先	幼稚園	保育所	認定こども園 （教育標準時間認定）	認定こども園 （保育認定）	家庭的保育事業	小規模保育事業（A型）	小規模保育事業（B型）	小規模保育事業（C型）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業B型の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 （定員20人以上）	居宅訪問型保育事業		
133	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	事務職員雇上費加算_処遇改善等加算	-	該当金額に処遇改善加算1の加算率を乗ずる	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
134	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	公定価格単価表	高齢者等活躍促進加算	-	当該施設等において、高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して教育・保育給付認定子どもの処遇の向上を図り、かつ、一時預かり事業等の複数事業を行う場合に加算されるものをいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
135	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	加算率区分表	加算率	-	当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、当該施設等に該当する基礎分、賃金改善要件分及びキャリアパス要件分を合わせたものをいう。	・令和 年度加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ） ・令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ） ・令和 年度賃金改善に係る誓約書（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ） ・子どものための教育・保育給付請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
136	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	加算率区分表	加算率基礎分	-	次の表の上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。 ■当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数/割合 ・1年未満/2% ・1年以上2年未満/3% ・2年以上3年未満/4% ・3年以上4年未満/5% ・4年以上5年未満/6% ・5年以上6年未満/7% ・6年以上7年未満/8% ・7年以上8年未満/9% ・8年以上9年未満/10% ・9年以上10年未満/11% ・10年以上/12%	・令和 年度加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
137	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	加算率区分表	賃金改善要件分	-	当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、基礎分に加算されるものとして下欄に掲げる割合をいう ■当該施設等における職員1人当たりの平均経験年数/割合 ・11年未満/6% ・11年以上/7%	・令和 年度加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
138	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	加算率区分表	キャリアパス要件分	-	当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金改善要件分から減じる2パーセントの割合をいう。	・令和 年度加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
139	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	加算率区分表	職員 1 人当たりの平均経験年数	-	その職種にかかわらず、当該施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあつては、1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であつて 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの）について、当該施設・事業所又は他の施設・事業所（次に掲げるものに限る。）における勤続年月数を通算した年月数を合算した総年月数を当該職員の総数で除して得た年数（6 月以上の端数は 1 年とし、6 月未満の端数は切り捨てとする。）	・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について	
140	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	地域区分表	地域区分	-	別表第一（地域区分表）の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ教育・保育給付認定子どもの利用に係る施設等（第一号から第七号までに掲げる施設又は事業に係る事業所をいう。以下同じ。）が所在する同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の下欄に掲げる地域をいう。	・子どものための教育・保育給付請求書 ・加算適用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	
141	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	平均年齢別児童数計算表	平均児童数	-	各月平均の年齢別児童数。	・加算Ⅱ算定対象人数計算表 ・加算Ⅲ算定対象人数計算表 ・令和 年度 加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ） ・令和 年度 加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅲ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平均年齢別児童数計算表	
142	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	加算Ⅱ算定対象人数計算表	人数A	-	加算Ⅱ算定対象人数のうち、人数Aにあたる人数。加算Ⅱ算定対象人数計算表を用いて算定を行う。 (1) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員 5 人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所加算Ⅱ－①の「人数 A」又は加算Ⅱ－②の「人数 B」（告示別表第 2 特定加算部分及び別表第 3 特定加算部分。以下「加算Ⅱ算定対象人数」という。）は、次の<算式>により算定すること（1 人未満の端数は四捨五入。ただし、四捨五入した結果が「0」となる場合は「1」とする。）。 <算式> 「人数 A」＝「基礎職員数」（注）× 1／3 「人数 B」＝「基礎職員数」（注）× 1／5 (2) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員 5 人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所加算Ⅱ－①又は加算Ⅱ－②のいずれの適用を受けるかを選択する（「人数 A」又は「人数 B」のいずれかを「1」とし、他方を「0」とする）こと。	・令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ） ・令和 年度 加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ） ・令和 年度賃金改善に係る誓約書（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ） ・子どものための教育・保育給付請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	加算Ⅱ算定対象人数計算表		

1.1 公定価格計算に使用する判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	事務フロー		業務種別	判断材料				アウトプット先	対象施設														引用元																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		大項目	中項目		タイトル	構成要素（大）	構成要素（中） （大）を算出するうえで、 計算が必要なもの	判断材料構成要素の詳細（例）		幼稚園	保育所	認定こども園 （教育標準時間認定）	認定こども園 （保育認定）	家庭的保育事業	小規模保育事業（A型）	小規模保育事業（B型）	小規模保育事業（C型）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 定員19人以下（小規模保育事業B型の基準が適用される事業所）	事業所内保育事業 （定員20人以上）	居宅訪問型保育事業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
143	子どものための教育・保育給付	1.事業者請求管理	1.1事業所請求管理	公定価格	加算Ⅱ算定対象人数計算表	人数B	-	加算Ⅱ算定対象人数のうち、人数Bにあたる人数。加算Ⅱ算定対象人数計算表を用いて算定を行う。 (1) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所加算Ⅱ－①の「人数A」又は加算Ⅱ－②の「人数B」（告示別表第2特定加算部分及び別表第3特定加算部分。以下「加算Ⅱ算定対象人数」という。）は、次の＜算式＞により算定すること（1人未満の端数は四捨五入。ただし、四捨五入した結果が「0」となる場合は「1」とする。）。 ＜算式＞ 「人数A」＝「基礎職員数」（注）×1／3 「人数B」＝「基礎職員数」（注）×1／5 (2) 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所加算Ⅱ－①又は加算Ⅱ－②のいずれの適用を受けるかを選択する（「人数A」又は「人数B」のいずれかを「1」とし、他方を「0」とする）こと。	・令和 年度賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅱ） ・令和 年度 加算算定対象人数等認定申請書（処遇改善等加算Ⅱ） ・令和 年度賃金改善に係る誓約書（処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ） ・子どものための教育・保育給付請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

保育現場での D X の推進に向けた調査研究事業
マスタ（原案）
監査領域

2.1.1 施設監査における認可基準の判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	業務種別	判断材料				対象施設										判断材料の引用元資料
			タイトル	構成要素	判断基準	経過措置 ※経過措置の詳細は、 「2.2. 経過措置」を参照。	幼稚園	保育所	幼保連携 型認定こ ども園	家庭的保 育事業	小規模保 育事業 (A型)	小規模保 育事業 (B型)	小規模保 育事業 (C型)	事業所内 保育事業 (利用定 員19人 以下)	事業所内 保育事業 (利用定 員20人 以上)	居宅訪問 型保育事 業	
1	施設監査	保育所の設備運営基準	職員配置基準	・保育士の数 ・乳児の数 ・満一歳以上満三歳に満たない幼児の数 ・満三歳以上満四歳に満たない幼児の数 ・満四歳以上の幼児の数	保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。	・経過措置No.1 ・経過措置No.2	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項
2			設備の基準	・乳児室の面積 ・乳児の数 ・満二歳に満たない幼児の数	乳児室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第2項
3				・ほふく室の面積 ・乳児の数 ・満二歳に満たない幼児の数	ほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第3項
4				・保育室又は遊戯室の面積 ・満二歳以上の幼児の数	保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第6項
5				・屋外遊戯場の面積 ・二歳以上の幼児の数	屋外遊戯場の面積は、二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第2項、第3項、第6項
6	幼保連携型認定こども園 運営基準	職員配置基準		・職員の数 ・満四歳以上の園児の数 ・満三歳以上満四歳未満の園児の数 ・満一歳以上満三歳未満の園児の数 ・満一歳未満の園児の数	幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。）に直接従事する職員の数とは、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員数は、常時二人を下ってはならない。 一 満四歳以上の園児 おおむね二十五人につき一人 二 満三歳以上満四歳未満の園児 おおむね十五人につき一人 三 満一歳以上満三歳未満の園児 おおむね六人につき一人 四 満一歳未満の園児 おおむね三人につき一人	・経過措置No.3	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第5条第3項
7			設備の基準	・園舎の面積 ・学級数 ・満三歳未満の園児の数	園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 ・一学級 1 8 0 （平方メートル） ・二学級以上 3 2 0 + 1 0 0 ×（学級数－2） （平方メートル） 二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第6条第6項
8				・園庭の面積 ・学級数 ・満三歳以上の園児の数 ・満二歳以上満三歳未満の園児の数	園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 ・二学級以下 3 3 0 + 3 0 ×（学級数－1） （平方メートル） ・三学級以上 4 0 0 + 8 0 ×（学級数－3） （平方メートル） ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積 二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第6条第7項
9				・乳児室の面積 ・満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数	乳児室の面積は、以下に定める面積以上とする。 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第7条第6項
10				・ほふく室 ・満二歳未満の園児のうちほふくするものの数	ほふく室の面積は、以下に定める面積以上とする。 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第7条第6項

2.1.1 施設監査における認可基準の判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	業務種別	判断材料				対象施設										判断材料の引用元資料
			タイトル	構成要素	判断基準	経過措置 ※経過措置の詳細は、 「2.2. 経過措置」を参照。	幼稚園	保育所	幼保連携 型認定こ ども園	家庭的保 育事業	小規模保 育事業 (A型)	小規模保 育事業 (B型)	小規模保 育事業 (C型)	事業所内 保育事業 (利用定 員19人 以下)	事業所内 保育事業 (利用定 員20人 以上)	居宅訪問 型保育事 業	
11	家庭的保育事業等の認可 基準	職員配置基準		・保育室又は遊戯室 ・満二歳以上の園児数	保育室又は遊戯室の面積は、以下に定める面積以上とする。 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する 基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第7条 第6項
12				・家庭的保育者の数 ・乳幼児の数	家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家 庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を 含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。）と ともに保育する場合には、五人以下とする。	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省 令第61号）第23条第3項	
13			設備の基準	・乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積 ・乳幼児の数	乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、 九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省 令第61号）第23条第3項
14				・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適 した広さの庭の面積 ・満二歳以上の幼児の数	同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含 む。）の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省 令第61号）第22条第6項
15	小規模保育事業所 A 型の 認可基準	職員配置基準		・保育士の数 ・乳児の数 ・満一歳以上満三歳に満たない幼児の数 ・満三歳以上満四歳に満たない児童の数 ・満四歳以上の児童の数	保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、定める数の合計数に一を加えた数以上とする。 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は 特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。） 四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人	・経過措置No.2	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省 令第61号）第29条第2項
16			設備の基準	・乳児室又はほふく室の面積 ・乳児の数 ・満二歳に満たない幼児の数	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であるこ と。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省 令第61号）第28条第2項
17				・保育室又は遊戯室の面積 ・満二歳以上の幼児の数	保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省 令第61号）第28条第5項
18				・屋外遊戯場の面積 ・満二歳以上の幼児の数	屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省 令第61号）第28条第2項、第5項
19	小規模保育事業所B型の 認可基準	職員配置基準		・保育従事者の数 ・保育士の数 ・乳児の数 ・満一歳以上満三歳に満たない幼児の数 ・満三歳以上満四歳に満たない児童の数 ・満四歳以上の児童の場合	保育従事者の数は、次に掲げる乳幼児の区分に応じ、定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち 半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は 特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。） 四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人	・経過措置No.2	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省 令第61号）第31条第2項

2.1.1 施設監査における認可基準の判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	業務種別	判断材料				対象施設										判断材料の引用元資料
			タイトル	構成要素	判断基準	経過措置 ※経過措置の詳細は、 「2.2. 経過措置」を参照。	幼稚園	保育所	幼保連携 型認定こ ども園	家庭的保 育事業	小規模保 育事業 (A型)	小規模保 育事業 (B型)	小規模保 育事業 (C型)	事業所内 保育事業 (利用定 員19人 以下)	事業所内 保育事業 (利用定 員20人 以上)	居宅訪問 型保育事 業	
20			設備の基準	・乳児室又はほふく室の面積 ・乳児の数 ・満二歳に満たない幼児の数	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第32条、第28条第2項
21				・保育室又は遊戯室の面積 ・満二歳以上の幼児の数	保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第32条、第28条第5項
22				・屋外遊戯場の面積 ・満二歳以上の幼児の数	屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第32条、第28条第2項、第5項
23			職員配置基準	・家庭的保育者の数 ・乳幼児の数 ・家庭的保育補助者の数	家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第34条第2項
24			設備の基準	・乳児室又はほふく室の面積 ・乳児の数 ・満二歳に満たない幼児の数	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第33条第2項
25				・保育室又は遊戯室の面積 ・満二歳以上の幼児の数	保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第33条第5項
26				・屋外遊戯場の面積 ・満二歳以上の幼児の数	屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第33条第2項、第5項
27				・家庭的保育者の数 ・乳幼児の数	居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第39条
28			事業所内保育事業の認可基準	・その他の乳児又は幼児（法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数	事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第42条
29			職員配置基準	・保育士の数 ・乳児の数 ・満一歳以上満三歳に満たない幼児の数 ・満三歳以上満四歳に満たない児童の数 ・満四歳以上の児童の数	保育士 の数は、掲げる区分に応じ、定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人	・経過措置No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第44条第2項
30				設備の基準	・乳児室の面積 ・乳児の数 ・満二歳に満たないの幼児の数	乳児室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第43条第2項
31				・ほふく室の面積 ・乳児の数 ・満二歳に満たないの幼児の数	ほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第43条第3項
32				・保育室又は遊戯室の面積 ・満二歳以上の幼児の数	保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令61号）第43条第5項

2.1.1 施設監査における認可基準の判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	業務種別	判断材料				対象施設									判断材料の引用元資料
			タイトル	構成要素	判断基準	経過措置 ※経過措置の詳細は、 「2.2. 経過措置」を参照。	幼稚園	保育所	幼保連携 型認定こ ども園	家庭的保 育事業	小規模保 育事業 (A型)	小規模保 育事業 (B型)	小規模保 育事業 (C型)	事業所内 保育事業 (利用定 員19人 以下)	事業所内 保育事業 (利用定 員20人 以上)	
33	事業所内保育事業（利 用定員19人以下）の認 可基準	職員配置基準		・屋外遊戯場の面積 ・満二歳以上の幼児の数	屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労 働省令61号）第43条第2項、第3項、第5項
34				・保育従事者の数 ・保育士の数 ・乳児の数 ・満一歳以上満三歳に満たない幼児の数 ・満三歳以上満四歳に満たない児童の数 ・満四歳以上の児童の数	保育従事者の数は、掲げる区分に応じ、定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保 育士とする。 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の 規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人	・経過措置No.2	-	-	-	-	-	○	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労 働省令61号）第47条第2項	
35			設備の基準	・乳児室又はほふく室の面積 ・満二歳に満たない幼児の数	乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労 働省令61号）第46条、第28条第2項
36				・保育室又は遊戯室の面積 ・満二歳以上の幼児の数	保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労 働省令61号）第46条、第28条第5項
37				・屋外遊戯場の面積 ・満二歳以上の幼児の数	屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労 働省令61号）第46条、第28条第5項、第28条第5項

2.1.2 施設監査における認可基準の判断材料（経過措置）

2024年10月時点
Draft

経過措置 No.					
	参照元区分	参照元資料	経過措置	経過措置適用の要件	留意すべき事項
1	事務連絡	保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について（令和 4 年11月30日）	保育所における保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の配置については、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）附則第 2 項の規定により、経過措置として当分の間、看護師等を 1 人に限り保育士とみなすことができる。	【①保育士と合同で保育を行うことについて】 在籍乳児数が 3 名以下の保育所で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならない。 【②保育に係る一定の知識や経験を有することについて】 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育所等」という。）での勤務経験が概ね 3 年に満たない看護師等が、在籍乳児数が 3 名以下の保育所で保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修のうち、地域型保育コースその他の都道府県知事が認める研修の修了（以下「子育て支援員研修等」という。）を必須とする。	（１） 看護師等と合同の組・グループを担当する保育士は、当該看護師等をフォローすることが求められるため、当該看護師等が勤務する保育所での勤続年数が概ね 3 年以上かつ、乳児への保育の経験を有している常勤の保育士であることが望ましいこと。 （２） 保育所の施設長は、職員間の連携を十分図るとともに、看護師等の資質向上のため、各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。あわせて、保育士に業務の負担が過剰に偏ることがないよう、業務効率化や業務改善を含めたマネジメントを行うとともに、適切な業務分担が行われるよう留意すること。 （３） 乳児の在籍数が 3 名以下の保育所が看護師等を新規採用するに当たり、当該看護師等を保育士とみなす前提で採用する場合は、原則として勤務開始前に子育て支援員研修等を修了していることが必要であるが、保育士の確保が困難であるなどこれによりがたい場合は、この限りでないこと。ただし、この場合であっても、勤務開始後直近で開催される研修を受講するなど、できる限り早期に当該研修の受講を開始することとし、未修了の期間は同一グループでフォローする保育士だけでなく、施設長や主任保育士等が支援を行うことが望ましいこと。 （４） 乳児の在籍数の変動により年度途中で乳児の在籍数が 3 名以下となった場合についても、看護師等のみで乳児を保育することは適当ではないため、保育所の施設長は、保育士と合同の組・グループを編成するよう体制を組むこと。なお、当該ケースにおいて、保育士として勤務している看護師等の保育所等での勤務経験が概ね 3 年に満たない場合、本来は子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了していることが必要であることから、勤務経験が概ね 3 年に満たず、当該研修を修了していない場合については、できる限り早期に当該研修を受講することが望ましい。また、こうした場合にも対応が出来るよう、（５）のとおり、保育所等での勤務経験が概ね 3 年に満たない看護師等については、在籍する乳児の数にかかわらず、あらかじめ子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。 （５） 乳児が 4 人以上在籍する保育所で勤務する看護師等においても、保育に係る一定の知識や経験を有していることは、保育所保育指針（平成 29年厚生労働省告示第 117 号）第 5 章の 2（２）に規定されているとおり、要件化されておらずとも求められるべきものであるため、これまでもお示ししてきているとおり、保育所等での勤務経験が概ね 3 年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。 （６） 都道府県、政令指定都市又は中核市は、管下の保育所への指導監査を行うに当たって、当該保育所の乳児の在籍数が 3 名以下である場合、本通知に沿った取扱いが適切に実施されているかについても確認を行うこと。
2	内閣府令	官報「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和 6 年内閣府令第 18 号）	【附則第 2 項関係】 当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 【附則第3項関係】 設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準はは、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。	【附則第 2 項関係】 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき。 【附則第3項関係】 附則第 2 項が適用される場合（保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき）を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準（満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間。	-
3	通知	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の施行について（令和6年3月13日こ 成 保 1 4 1号）	【附則第 2 項関係】 当分の間、当該都道府県等内において一律に改正基準等による改正前の基準等が効力を有する。 【附則第 3 項関係】 改正基準等による改正後の基準等のうち、満 3 歳児及び満 4 歳以上児の職員配置基準について定める規定に限り、当該規定を都道府県等の条例で定める基準とみなす。	【附則第 2 項関係】 条例制定主体である都道府県等において、改正基準等による改正後の基準等に従って職員等の配置を行った場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。 【附則第 3 項関係】 附則第 2 項が適用される場合（教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき）を除き、改正基準等の施行の日から起算して 1 年を超えない期間内において、改正基準等による改正後の基準等に従い都道府県等が定める条例が制定施行されるまでの間。	-

2.2. 業務管理体制の整備に関する検査の判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	業務種別	判断材料			対象施設									判断材料の引用元資料		
			タイトル	構成要素	判断基準	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園	家庭的保育事業	小規模保育事業（A型）	小規模保育事業（B型）	小規模保育事業（C型）	事業所内保育事業（利用定員19人以下）	事業所内保育事業（利用定員20人以上）		居宅訪問型保育事業	
1	業務管理体制の整備に関する検査	業務管理体制の整備に関する検査	設置者・事業者が整備する業務管理体制	確認を受けている施設又は事業所の数	設置者・事業者が整備すべき業務管理体制は、確認を受けている施設又は事業所（以下「施設等」といいます。）の数に応じ、以下の通り定める。 ①施設等の数が20未満（個人立を含む）の場合 ・法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（「法令遵守責任者」）の選任 ②施設等の数が20以上100未満の場合 ・法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程（「法令遵守規程」）の整備 ③施設等の数が100以上の場合 ・法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 ・業務執行の状況の監査を定期的に実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	子ども・子育て支援法第55条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第45条
2			届出書に記載すべき事項	確認を受けている施設又は事業所の数	届出書に記載すべき事項は、施設等の数に応じ、以下の通り定める。 ①施設等の数が20未満（個人立を含む）の場合 ・設置者・事業者に関する情報 ・設置者・事業者の名称又は氏名 ・設置者・事業者の主たる事務所の所在地 ・設置者・事業者の代表者（個人立の施設の場合は設置者）の氏名、生年月日、住所、職名 ・「法令遵守責任者」の氏名、生年月日 ②施設等の数が20以上100未満の場合 ・設置者・事業者に関する情報 ・設置者・事業者の名称又は氏名 ・設置者・事業者の主たる事務所の所在地 ・設置者・事業者の代表者（個人立の施設の場合は設置者）の氏名、生年月日、住所、職名 ・「法令遵守責任者」の氏名、生年月日 ・「法令遵守規程」の概要 ③施設等の数が100以上の場合 ・設置者・事業者に関する情報 ・設置者・事業者の名称又は氏名 ・設置者・事業者の主たる事務所の所在地 ・設置者・事業者の代表者（個人立の施設の場合は設置者）の氏名、生年月日、住所、職名 ・「法令遵守責任者」の氏名、生年月日 ・「法令遵守規程」の概要 ・「業務執行の状況の監査の方法」の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	子ども・子育て支援法施行規則第46条
3			業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先	施設等の所在地	業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届け出先は、施設等の所在地に応じ、以下の通り定める。 ①設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が2以上の都道府県に所在する場合 ・こども家庭庁長官 ②設置者・事業者が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に所在する場合（個人立の施設を含む） ・市町村長 ③①および②以外の場合 ・都道府県知事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2.3. 認可外保育施設に対する指導監督基準の判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務範囲	業務種別	判断材料				対象施設	判断材料の引用元資料
			タイトル	構成要素	指導監督基準	考え方	認可外保育施設	
1	認可外保育施設に対する指導監督	認可外保育施設指導監督基準	第 1 保育に従事する者の数及び資格	・乳児の数 ・一、二歳児の数 ・三歳児の数 ・四歳児以上の数 ・保育時に従事する者の数	1 1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設 (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、乳児概ね 3 人につき 1 人以上、1、2 歳児概ね 6 人につき 1 人以上、3 歳児概ね 20 人につき 1 人以上、4 歳以上児概ね30 人につき 1 人以上であること。ただし、2 人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が 1 人である場合を除き、常時 2 人以上配置すること。 また、1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上 19 人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が 1 人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。 2 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設 (1) 保育することができる乳幼児の数 ア 児童福祉法（以下「法」という。）第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（ 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者 1 人に対して乳幼児 3 人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第 23 条第 3 項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下であること。 イ 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者 1 人に対して乳幼児 1 人であること。	1 1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設 ・各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間、即ち、主たる開所時間については） 、乳児概ね 3 人につき 1 人以上、1、2 歳児概ね 6 人につき 1 人以上、3 歳児概ね20 人につき 1 人以上、4 歳以上児概ね30 人につき 1 人以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。 ・児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設 については年度の初日の前日（ 3 月 31 日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについて、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が施設ごとに基準日を判断することが可能である。 ・ 6 人以上19人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時間帯を判断するに当たっては、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中 、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面への配慮などを踏まえ、各施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要があること。 ・食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。 ・ 児童の数については 月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。 ・ ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。やむを得ずアルバイトやパートの職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を 8 時間で除して常勤職員数とみなすこと）として上記の人数を確保することが必要であること。 2 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設 イについて、当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	○	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号）（別添）認可外保育施設指導監督基準
2			・保育時に従事する者の数 ・保育士、看護師（准看護師含む）又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者の数		(2) 保育に従事する者の概ね 3 分の 1（保育に従事する者が 2 人の施設及び(1)における 1 人が配置されている時間帯にあっては 1 人） 以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が 1 人以上配置されていることが望ましい。 ア 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（ 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、1 人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。 イ 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用している場合については、採用した日から 1 年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。	左記にかかわらず、保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。 ・上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（ 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）にあっては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。）が、配置されることが望ましい。 ・上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設にあっては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。 ・ 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。） 」とは、居宅訪問型保育事業（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20 時間程度の講義と 1 日以上の実習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。	○	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号）（別添）認可外保育施設指導監督基準
3			・保育する外国人児童の数（過去 3 年間、現在） ・外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識を有すると認められる者の数 ・保育士の資格を有する者の数		(3) 国家戦略特別区域法第 2 条第 1 項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のアからウまでのいずれにも該当し、(2)の基準を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設については、(2)を適用しないことができる。 ア 過去 3 年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であること イ 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること ウ 保育士の資格を有する者を 1 人以上配置していること	-	○	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号）（別添）認可外保育施設指導監督基準
4			第 2 保育室等の構造設備及び面積	・保育室の面積 ・乳幼児の数	1 1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設 (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児 1 人当たり 1.65㎡以上であること。	「保育室の面積」とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等は含まない。	○	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号）（別添）認可外保育施設指導監督基準
5				・幼児の数 ・便所の数	3 共通事項 (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ。）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。便器の数はおおむね幼児 20 人につき 1 以上であること。	・便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。 ・調理室は、保育室と簡単に出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。	○	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号）（別添）認可外保育施設指導監督基準

保育現場での D X の推進に向けた調査研究事業 マスタ（原案）

保活領域

3.1 給付認定の審査、施設利用の選考における判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務			判断材料		判断材料項目の詳細	参照資料
	大分類	中分類	小分類	大分類	小分類		
1	1. 保育所等入所申請業務	2.1 教育・保育給付認定申請	申請情報審査	保育の必要性に係る事由	就労	一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。	資料①
2					妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	
3					保護者の疾病・負傷・障害名	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	
4					同居の親族の介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	
5					災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	
6					求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	
7					就学・職業訓練	次のいずれかに該当すること ・学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ・職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。	
8					児童虐待のおそれがあると認められること、配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められること	次のいずれかに該当すること ・児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（1点目に該当する場合を除く）。	
9					育児休業取得時の継続利用	育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	
10					その他市町村が認める事由	前項に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。	
11	1. 保育所等入所申請業務	3.1 利用申請受付	選考実施	優先利用に関する基本的考え方	ひとり親家庭	一人親家庭（母子家庭、父子家庭、またはそれに類する場合）、両親不存在世帯であること。または離婚調停中であること。	資料②
12					生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	生活保護を受給している世帯である（生活保護法による非保護世帯で就労により自立支援が図られる場合である）こと。	
13					主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	個別事案による	
14					虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	個別事案による	
15					子どもが障害を有する場合	心身の障害や発達に気になる点がある等、保育をするために特別な配慮が必要な児童であること。 場合によっては、障害者手帳の写し、主治医の意見書や保育所利用にあたっての同意書等の提出が求められるほか、児童の状況のヒアリングを踏まえた審査の結果集団保育の利用が可能と判定することが必要となる。	
16					育児休業を終了した場合	育児休業継続については就労証明書で確認をする。	
17					兄弟姉妹（多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄姉が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。）について同一の保育所等の利用を希望する場合	多胎児が利用申込みをする場合であること。 同時に利用申込みする場合又は利用申込みする子どものきょうだいが現に保育所等を利用している場合。（当該が1号認定である場合、その利用申込みする子どものきょうだいと同じ保育所等の利用申込みをする場合に限る。） 別々の保育所等を利用している場合で、きょうだいが現に入園している一方の保育施設に転園する場合。（4月転園申込みに限る。） 以下選択肢より保護者が選択を行う。 ①同時期同園 ②同時期別園 ③別時期同園 ④別時期別園 ⑤その他自治体が設定する希望措置	

3.1 給付認定の審査、施設利用の選考における判断材料

2024年10月時点
Draft

No	業務			判断材料		判断材料項目の詳細	参照資料
	大分類	中分類	小分類	大分類	小分類		
18					小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	小規模保育事業所等を利用中で認可保育所へ転園を希望する場合、当該児童が小規模保育事業所等の卒園児童である場合	
19					その他市町村が定める事由	-	
20	2. 施設等利用 給付認定申請 業務	5.1 施設等利用 給付認定申請	申請情報審査	保育の必要性に係る事由	就労	一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。	資料①
21					妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	
22					保護者の疾病・負傷・障害名	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	
23					同居の親族の介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	
24					災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	
25					求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	
26					就学・職業訓練	次のいずれかに該当すること ・学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ・職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。	
27					児童虐待のおそれがあると認められること、配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められること	次のいずれかに該当すること ・児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（1点目に該当する場合を除く）。	
28					育児休業取得時の継続利用	育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。	
29					その他市町村が認める事由	前項に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。	
30	2. 施設等利用 給付認定申請 業務	5.1 施設等利用 給付認定申請	申請情報審査	保育所等利用 申し込み等の不 実施に係る理由	既に利用している認可外保育施設を継続して利用するため	認可外保育施設	資料③
31					利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われていないため	希望する保育時間	
32					利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望に合っていないため	-	
33					その他（自由記述）	-	

【参照資料】

①

[子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）施行日： 令和六年四月一日（令和六年内閣府令第四十七号による改正）](#)

②

[「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正について」【最終改正】令和5年3月31日](#)

③

[施設等利用給付に係る認定の参考様式 その9 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書（令和6年6月14日確認）](#)

保育現場でのDXの推進に向けた調査研究事業

EY | Building a better working world EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーnst・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーnst・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

[免責事項]

- 1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和6年5月20日付けの「保育現場でのDXの推進に向けた調査研究（令和6年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきデジタル庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
- 2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではありません。
- 3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。